

外国籍の親子を切れ目なく支える

市内初！

「妊娠・出産・子育て・進学ガイド」を作成しました！

南区は、外国籍の方が多く暮らしており、その割合は市内18区中、2番目に高くなっています。妊娠や出産、子育て、進学の場合では、言葉や制度の違いから不安を抱えるご家庭も少なくありません。南区では、多文化共生の視点を大切に、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。今回、神奈川県行政書士会と協力し、外国籍の保護者が子どもを育てる際に役立つ手続きや制度、相談窓口をまとめたリーフレットを作成しました。保護者や子ども自身が在留資格や制度を知り、安心して将来に向けた準備を進められるようサポートし、外国籍の子どもの自立を応援します。

「妊娠・出産・子育て・進学ガイド」のポイント

❁ 成長に沿った必要な情報を一元化

妊娠から高校進学まで、「いつ」「何をすればよいか」を成長ごとにまとめています。

❁ 外国籍の子どもの「自立」を応援

日本語学習、進学、就労など将来の選択につながる情報をまとめています。保護者だけでなく、子ども本人にも役立つ内容です。



親の在留資格により「家族滞在」の在留資格を持つ子どもは、大人になっても働ける時間が限られてしまい、経済的に自立しにくい状況が生じます。子どもの将来のために、子ども自身が取得できる在留資格の条件や準備をまとめています。

❁ 多言語・やさしい日本語による分かりやすい説明

カタログポケット※(Catalog Pocket)による自動多言語翻訳に対応します。掲載されている相談機関先のサイトは多言語対応をしています。

※カタログポケットは、広報紙が電子ブック化されることにより、記事内文章がポップアップし、読みやすくなるほか、音声読み上げ機能、多言語自動翻訳などの機能が利用できます。



(コンパクトなA4三つ折り版)

❁ 二次元コードから支援機関先情報へアクセス

ガイドに掲載した二次元コードから、支援機関の充実した情報をスマートフォンで確認できます。

❁ 行政・学校等関係機関で共通利用が可能

「どこでも」「だれでも」同じ情報で説明できる「共通のツール」です。

配布先

- ・南区役所子ども家庭支援課等、南区内市立小中学校、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
- ・地域子育て支援拠点はぐはぐの樹、地域の子育て支援機関等
- ・南区ホームページへの掲載も行っています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kosodate_kyoiku/kosodateshien/0311gaikokusekigaido.html



お問合せ先

南区子ども家庭支援課長 横森 喜久美 Tel 045- 341-1146



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



こ ざいりゅう し かく 子どもの在留資格(VISA)

子どものビザは、親のビザの種類や状況によって決まります。



(よくある例)

子どものビザ	対象となる子ども	在留期間	子どもの仕事
家族滞在	仕事のビザを持つ親に扶養されている子ども	△ 親のビザがある間だけ	× 大人になっても働けない
	※資格外活動許可をもらえばアルバイトはできる(週28時間まで) →高校卒業後、在留資格を変更することにより解消できる! 「高校」のページへ		
定住者	日本に長く住む親の子ども ※特別な事情がある場合	○ 更新が必要	◎ 自由に選べる
永住者	—	◎ 制限なし	◎ 自由に選べる
その他	個別に相談		

- 16歳になったら、在留カードの携帯義務があります。
- 中学生になったら、自分の在留資格を確認し、学校の先生と進路の相談をしましょう。

在留状況が変わったら、「地方出入国在留管理局」で在留資格の変更・届出の手続きをしましょう。

東京出入国在留管理局 横浜支局

TEL. 0570-045259

場 所: 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7



5ヶ国語による外国人無料電話相談

ビザ・国籍など、行政書士に相談できます。



神奈川県行政書士会国際部

TEL. 045-227-5560

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん



みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

- 多言語生活相談
- 通訳付き無料専門相談(法律・在留・教育相談)

TEL. 045-232-9544(日本語対応)

TEL. 045-242-0888(外国語対応)

場 所: 南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階



横浜市多文化共生総合相談センター

生活相談・電話通訳・通訳派遣・専門相談等ができます。

TEL. 045-222-1209

場 所: 横浜市西区みなとみらい1-1-1
パンフィコ横浜 横浜国際協力センター5階
(公益財団法人 横浜市国際交流協会)



多言語支援センターかながわ

生活に必要な情報(医療、保健、福祉、子育て)や相談するところを案内します。

TEL. 045-316-2770

場 所: 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター13階
(公益財団法人 かながわ国際交流財団)



南区役所 通訳ボランティア

- 毎週金曜日 13:00~17:00(16:45受付終了) 英語と中国語の通訳ボランティアがいます。
- 通訳ボランティアは区役所での手続きのお手伝いをします。

場 所: 1階1番窓口 広報相談係

※常時、窓口では通訳タブレットでも対応しています。



【作成】 南区役所こども家庭支援課

TEL.045-341-1151

【協力】 神奈川県行政書士会国際部
子ビザチーム

(2026年2月作成)

保存版

多言語翻訳
Multi Languages



外国籍親子の 妊娠・出産 子育て・進学ガイド

英 語:

Pregnancy, childbirth, child-rearing, and further education guide

中国語:

孕期・分娩・育児・升学指南

ベトナム語:

Hướng dẫn về thai kỳ, sinh nở, nuôi dạy con và giáo dục

インドネシア語:

Panduan Kehamilan, Melahirkan, Mengasuh Anak, dan Pendidikan

タガログ語:

Gabay sa Pagbubuntis, Panganganak, Pag-aalaga ng Bata, at Pagpasok sa Paaralan

ネパール語:

गर्भावस्था, प्रसव, बाल-पालन, र थप शिक्षा गाइड

タイ語:

คู่มือเกี่ยวกับการตั้งครรภ์ การคลอดบุตร การเลี้ยงดูบุตร และการศึกษาต่อ

ポルトガル語:

Guia sobre gravidez, parto, criação de filhos e educação

スペイン語:

Guía de embarazo, parto, crianza y educación escolar

韓国・朝鮮語:

임산·출산·육아·진학 가이드





にんしん
妊娠

外国人住民のための 子育てチャート



- ① 妊娠したと思ったら産婦人科に行く。
- ② 区役所に行き、母子健康手帳と妊婦健診に使う補助券をもらう。



窓口:南区役所2階 こども家庭支援課
TEL. 045-341-1151



しゅっさん
出産

出産後の大切な 3つの手続き



- A. 出生届の提出 **14日以内**
- B. 在留資格の申請 **30日以内**
- C. 本国への登録



ほいくえん・ようちえん
保育園・幼稚園

● 保育園

- ◆ 利用できる子ども
保護者が働いている
または、病気・介護等がある。

保育園の 手続き



窓口:南区役所2階 こども家庭支援課
TEL. 045-341-1149

● 幼稚園

- ◆ 各園へ直接自分で
申し込みます。

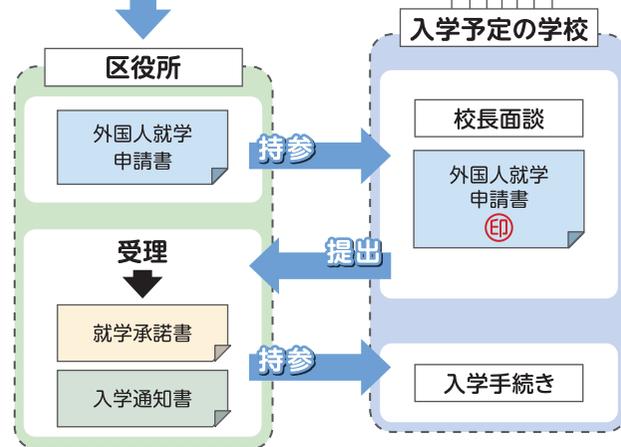
幼稚園の 手続き



こうりつしょう がっこう・ちゅうがっこう
公立小学校・中学校

● 入学手続き

まずは区役所へ行く



※転校する場合は、今通っている学校へ相談してください。

窓口:南区役所2階 戸籍課 登録担当
TEL. 045-341-1118



にほんご・がくしゅうしえん・しんがくそうだん
日本語・学習支援・進学相談

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

子どもたちへの学習機会の提供とサポートを行っています。



認定NPO法人

多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)

外国につながる子どもへの教育・進路サポートを行っています。



高校進学ガイダンス



こうこうそつぎょうご
高校卒業後

外国籍の子どものビザ& 進路フローチャート



- 高校を卒業したら働きたい!
- どんなビザがある?
- なにを準備すればいい?



こうこうそつぎょう
高校卒業



しんがく
進学

しゅうしよく
就職

高校卒業後、子どものビザを「家族滞在」から、
仕事を自由に選べるビザ「特定活動」に変更できる!

特定活動に変更できる条件 (以下の全てが必要)

- ✓ 18歳の誕生日の前日までに日本に来ている
- ✓ 「家族滞在」のビザをもっている
- ✓ 日本の高校(定時制・通信制も可)を卒業
※インターナショナルスクールは不可
- ✓ 仕事が決まっている(内定)
※週28時間を越えて就労が必要
- ✓ 身元保証人(扶養者)が日本にいる
- ✓ 日本の法律で決められたことを守っている。

※さらに一定の条件を満たせば
「定住者」への変更が可能です。



詳しくは行政書士にご相談下さい

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん